

令和3年第1回春日井市議会定例会

附属資料〔I〕

(条例案、一般議案及び報告関係)

目 次

議案番号	議 題	
第16号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について	1
第17号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	1
第18号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1
第19号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	1
第20号議案	春日井市ふれあい農業公園条例の一部を改正する条例について	2
第21号議案	春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について	2
第22号議案	春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	3
第23号議案	春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	4
第24号議案	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について	5
第25号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について	5
第26号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について	5
第27号議案	春日井市JR春日井駅南口一時保育室の指定管理者の指定について	6

第28号議案	市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第29号議案	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第30号議案	春日井市土地開発公社の経営健全化のための用地の取得について・・・・・・・・	6
報告第1号	令和2年度春日井市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について・・・・・・・・	8
報告第2号	令和2年度春日井市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について・・・・・・・・	8
報告第3号	熊野桜佐地区雨水1号調整池築造工事の変更契約の専決処分について・・・・・・・・	9
報告第4号	訴えの提起の専決処分について・・・・・・・・	9

第16号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 職員の定数を次のとおり増員するもの（第2条関係）

区 分		現 行	改正案
市長の事務部局	市民病院以外	1,442人	1,462人
	市民病院	852人	893人
上下水道事業の事務部局		88人	93人

- 2 施行日 令和3年4月1日

第17号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 宣誓書の押印を廃止するもの（様式関係）
- 2 施行日 令和3年4月1日

第18号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 1 地方税法施行令の一部改正（令和2年政令第109号。令和2年4月1日施行）に伴い、次のとおり課税限度額を引き上げるもの（第2条関係）

区 分	現 行	改正案
基礎課税額	610,000円	630,000円
介護納付金課税額	160,000円	170,000円

- 2 地方税法施行令の一部改正（令和2年政令第264号。令和2年1月1日施行）に伴い、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減の対象となる世帯の総所得の基準について、430,000円に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額（現行 330,000円）とするもの（第21条関係）
- 3 租税特別措置法施行令の一部改正（令和2年政令第121号。令和2年3月31日施行）に準じ、所得割額の算出における低未利用土地の譲渡所得について、譲渡の対価が500万円以下の場合に長期譲渡所得の金額から100万円を控除することとするもの（附則第5項関係）
- 4 施行日 令和3年4月1日

第19号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 1 観光・にぎわい創出基本計画の策定及び推進に関する審議を行う附属機関として、新たに春日井市観光・にぎわい創出推進会議を設置するもの（別表関係）
- 2 観光・にぎわい創出推進会議委員の報酬を日額7,300円とするもの（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表関係）
- 3 施行日 令和3年4月1日

第20号議案

春日井市ふれあい農業公園条例の一部を改正する条例について

- 1 児童の居場所確保事業の用に供する場合の多目的室の利用料金について、1月当たりの上限を次のとおり定めるもの（別表関係）

単 位	金 額
放課後から午後5時まで	4,000円
放課後から午後6時まで	5,000円
放課後から午後7時まで	6,000円

- 2 施行日 令和3年4月1日

第21号議案

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について

- 1 介護保険料の保険料率を次のように改めるもの（第3条関係）

区 分	保険料率	
	現 行	改正案
(1) 生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者又は公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯全員が市民税非課税の者	34,662円	34,764円
減額賦課	20,797円	20,858円
(2) 公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下であって世帯全員が市民税非課税の者（前号以外の者）	48,526円	48,669円
減額賦課	31,195円	31,287円
(3) 世帯全員が市民税非課税の者（前2号以外の者）	51,993円	52,146円
減額賦課	48,526円	48,669円
(4) 本人が市民税非課税で公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯員が市民税課税の者（前3号以外の者）	58,925円	59,098円
(5) 本人が市民税非課税であって世帯員が市民税課税の者（前各号以外の者）	69,324円	69,528円
(6) 合計所得金額が120万円未満の者（本人が市民税課税。以下同じ。）	79,722円	79,957円
(7) 合計所得金額が120万円以上210万円（現行200万円）未満の者	86,655円	86,910円
(8) 合計所得金額が210万円（現行200万円）以上320万円（現行300万円）未満の者	103,986円	104,292円
(9) 合計所得金額が320万円（現行300万円）以上400万円未満の者	110,918円	111,244円
(10) 合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	117,850円	118,197円
(11) 合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	124,783円	125,150円

(12) 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	128,249円	128,626円
(13) 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	131,715円	132,103円
(14) 合計所得金額が1,500万円以上の者	138,648円	139,056円

2 介護保険法施行令の一部改正（令和2年政令第381号。令和3年1月1日等施行）に伴い、保険料率の算定に係る合計所得金額について、次のとおり規定を整備するもの

- (1) 低未利用土地の譲渡の対価が500万円以下の場合の譲渡所得について、長期譲渡所得の金額から100万円を控除することとするもの（第3条関係）
- (2) 給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合は、10万円を控除して得た額とするもの（附則第7条関係）

3 施行日 令和3年4月1日

第22号議案

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正（令和3年厚生労働省令第9号。令和3年4月1日等施行）に準じ、次のとおり規定を整備するもの

(1) 春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

指定地域密着型サービス事業者に対し、次の事項を義務付けるもの

ア 職場におけるハラスメントを防止するための措置を講ずること

（第32条等関係）

イ 感染症や非常災害時に係る業務継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること（第32条の2等関係）

ウ 感染症の予防及びまん延防止のための措置を講ずること

（第33条等関係）

エ 虐待の発生又は再発防止のための措置を講ずること

（第40条の2等関係）

オ 従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させること

（第59条の13等関係）

(2) 春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、次の事項を義務付けるもの

ア 従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させること

（第28条等関係）

イ 職場におけるハラスメントを防止するための措置を講ずること

（第28条等関係）

- ウ 感染症や非常災害時に係る業務継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること（第28条の2等関係）
 - エ 感染症の予防及びまん延防止のための措置を講ずること（第31条等関係）
 - オ 虐待の発生又は再発防止のための措置を講ずること（第37条の2等関係）
- (3) 春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正
- 指定介護予防支援事業者に対し、次の事項を義務付けるもの
- ア 職場におけるハラスメントを防止するための措置を講ずること（第21条関係）
 - イ 感染症や非常災害時に係る業務継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること（第21条の2関係）
 - ウ 感染症の予防及びまん延防止のための措置を講ずること（第23条の2関係）
 - エ 虐待の発生又は再発防止のための措置を講ずること（第29条の2関係）
- 2 施行日 令和3年4月1日

第23号議案

春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

- 1 春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正（令和2年厚生労働省令第113号。令和3年4月1日等施行）に準じ、指定居宅介護支援事業者が事業所の管理者として置くべき主任介護支援専門員について、その確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができることとするもの（第6条関係）
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正（令和3年厚生労働省令第9号。令和3年4月1日等施行）に準じ、指定居宅介護支援事業者に対し、次の事項を義務付けるもの
- ア サービス費が一定の基準に該当する等の場合において、居宅サービス計画を市へ届け出ること（第16条関係）
 - イ 職場におけるハラスメントを防止するための措置を講ずること（第22条関係）
 - ウ 感染症や非常災害時に係る業務継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること（第22条の2関係）
 - エ 感染症の予防及びまん延防止のための措置を講ずること（第24条の2関係）

- オ 虐待の発生又は再発防止のための措置を講ずること（第30条の2関係）
- 2 春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年春日井市条例第22号）の一部改正

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に準じ、指定居宅介護支援事業者が事業所ごとに管理者として置くべき主任介護支援専門員について、現行の介護支援専門員を管理者とすることができる経過措置を令和9年3月31日まで（現行 令和3年3月31日まで）延長するもの（附則第2項、第3項関係）

- 3 施行日 2 公布の日
1 (1)・(2)イーオ 令和3年4月1日
1 (2)ア 令和3年10月1日

第24号議案

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 金属類のうち発火性のあるものの排出について、市長が指定する袋の使用を義務付けるもの（第12条関係）
- 2 廃棄物減量等推進審議会委員の任期を2年以内（現行 2年）とするもの（第17条関係）
- 3 施行日 2 令和3年4月1日
1 令和3年10月1日

第25号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

- 1 高蔵寺駅北口バイク駐車場を廃止するもの（別表第1関係）
- 2 施行日 令和3年6月1日

第26号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

- 1 建築基準法の一部改正（令和2年法律第43号。令和2年9月7日施行）に伴い、都市再生特別措置法に規定された地区等における建築物の制限の緩和に係る許可の申請手数料を新たに設けるもの（別表関係）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（令和元年法律第4号。令和3年4月1日等施行）による建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象の拡大に伴い、その申請等に係る手数料を整備するもの（別表関係）
- 3 施行日 1 公布の日
2 令和3年4月1日

第27号議案

春日井市JR春日井駅南口一時保育室の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 春日井市JR春日井駅南口一時保育室
- 2 指定管理者となる団体 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号
サンヨーホームズコミュニティ株式会社
- 3 指定の期間 令和3年9月1日から令和8年3月31日まで

第28号議案

市道路線の廃止について

廃止路線 3件

第29号議案

市道路線の認定について

認定路線 7件

第30号議案

春日井市土地開発公社の経営健全化のための用地の取得について

- 1 取得価格 831,614,814円
- 2 契約の相手方 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市土地開発公社
- 3 取得対象地

地番	面積	取得価格
高座町字高蔵林1930番102	247.00㎡	4,554,025円
高座町字高蔵林1930番453	171.00㎡	4,942,647円
東山町字平橋2311番311	0.75㎡	6,332円
東山町字平橋2311番312	13.60㎡	114,506円
東山町字平橋2311番464	138.46㎡	5,857,210円
東山町字平橋2311番522	0.01㎡	652円
東山町字平橋2311番526	26.15㎡	1,100,914円
東山町字平橋2311番527	2.85㎡	119,979円
東山町字平橋2311番545	10.12㎡	258,132円
東山町字平橋2311番547	25.94㎡	218,403円
東山町字平橋2311番565	12.93㎡	544,549円
東山町字平橋2311番567	1.82㎡	15,320円
東山町字平橋2311番569	0.13㎡	5,404円
明知町字東厚金932番1	3,779.00㎡	121,276,276円
明知町字東厚金932番6	1,038.00㎡	27,059,496円
明知町字東厚金934番1	3,536.00㎡	118,317,460円
明知町字障子740番1	26.00㎡	1,234,211円
明知町字障子740番2	871.00㎡	40,134,049円
明知町字障子740番3	29.00㎡	1,302,243円
明知町字障子741番	39.00㎡	1,751,291円

明知町字西ノ洞1218番 1	3, 122. 00m ²	41, 241, 098円
明知町字障子719番 2	563. 00m ²	20, 584, 562円
明知町字富士新田1363番	32. 00m ²	147, 136円
明知町字富士新田1365番 1	187. 00m ²	1, 125, 506円
明知町字富士新田1366番	76. 00m ²	467, 578円
明知町字富士新田1367番 1	32. 00m ²	1, 030, 053円
明知町字富士新田1368番 1	58. 00m ²	266, 684円
明知町字富士新田1369番 3	279. 00m ²	1, 282, 842円
明知町字富士新田1378番 1	681. 00m ²	3, 309, 660円
明知町字富士新田1379番 4	94. 00m ²	432, 212円
明知町字富士新田1380番 3	175. 56m ²	8, 898, 110円
明知町字富士新田1381番 1	950. 00m ²	27, 127, 779円
明知町字富士新田1381番 3	779. 00m ²	17, 827, 729円
明知町字富士新田1382番 1	71. 00m ²	1, 865, 013円
明知町字富士新田1384番	565. 00m ²	2, 597, 870円
明知町字富士新田1385番 1	743. 00m ²	3, 416, 314円
明知町字富士新田1385番 2	403. 00m ²	1, 852, 994円
明知町字富士新田1386番	1, 067. 00m ²	29, 156, 669円
明知町字富士新田1387番	69. 00m ²	317, 262円
神屋町字大酉215番21	23. 00m ²	702, 637円
角崎町 1 番	820. 36m ²	191, 005, 261円
角崎町 2 番	373. 60m ²	93, 684, 958円
外之原町字前田イ2599番 6	3, 950. 00m ²	54, 461, 788円

報告第1号

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

補正予算の専決処分（令和2年12月18日付）

（単位：千円）

款	内 容 等	金 額
3 民 生 費 56,830	1 ひとり親世帯臨時特別給付金事業 ひとり親世帯等に対する給付金 基本給付：5万円／世帯、3万円／人（第2子以降） <事務費> 1,100 <事業費> 55,730	56,830
	財源内訳 国庫支出金	56,830

報告第2号

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

補正予算の専決処分（令和3年2月1日付）

（単位：千円）

款	内 容 等	金 額
4 衛 生 費 163,800	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 ワクチン接種体制の構築及びワクチン接種 令和2年度対象者：医療従事者及び65歳以上の高齢者 <接種体制構築費> 97,767 <接種費> 66,033	163,800
	財源内訳 国庫支出金	163,800

報告第3号

熊野桜佐地区雨水1号調整池築造工事の変更契約の専決処分について

- 1 契約の相手方 秋吉・猪野特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市穴橋町字山本1488番地
株式会社秋吉組
構成員 春日井市弥生町1丁目97番地1
株式会社猪野組

2 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	1,160,046,360円	1,181,381,960円

報告第4号

訴えの提起の専決処分について

春日井市立小学校及び中学校における未納の学校給食費の支払について、次のとおり請求したもの

相手方	訴えの提起の要旨
■■ ■■ (■■■■■■)	相手方に対し74,695円の支払を求める。